

基労保発第0611001号
平成16年6月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長
(公 印 省 略)

労災行政情報管理システムにおける情報管理の徹底について

厚生労働省における情報資産の情報セキュリティ対策については、その包括的な規程として「厚生労働省情報セキュリティポリシー」(以下「セキュリティポリシー」という。)が定められているところであり(平成15年3月24日改訂)、都道府県労働局及び労働基準監督署においては、平成15年9月19日付地発第0919004号、基総発0919001号、職総発0919009号、雇児雇発0919001号「情報セキュリティの確保等の徹底について」において示されている「都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所における厚生労働省情報セキュリティポリシーの運用指針」(以下「運用方針」という。)に基づき情報セキュリティの確保に取り組んでいただいているところである。

労災行政情報管理システム(以下「労災システム」という。)においては、労働者の氏名、生年月日、被災年月日、障害の程度、労災保険の給付状況等の被災労働者等に関する重要な情報を管理しているところであり、これが漏洩することは労災補償行政に対する国民の不信を招来することにつながることから、労災システムが保有する情報の管理については万全を期しているところである。

しかしながら、最近、民間事業者等で大量の個人情報漏洩する事件が頻発しており、情報セキュリティについて社会的な問題となっているところである。

については、労災システムにおける情報セキュリティの確保をより確実なものとするため、再度セキュリティポリシー及び運用方針の周知を徹底するとともに、特に下記の事項について管下の職員に対し指導を徹底していただくようお願いする。

記

- 1 労災システムの端末装置等を業務以外の目的で使用してはならないこと。
- 2 労災システムを使用して得た情報を業務以外の目的に流用し又は許可なく第三者に開示してはならないこと。

基労保発第0611002号
平成16年6月11日

独立行政法人 福祉医療機構
理事長 山口 剛彦 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長

労災行政情報管理システムにおける情報管理の徹底について

貴団体におかれましては、日ごろより労災補償行政の運営に多大なる御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体では日ごろの業務の中で労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）の端末装置等を御活用されていることと存じますが、労災行政情報管理システムにおいては、労働者の氏名、生年月日、被災年月日、障害の程度、労災保険の給付状況等の被災労働者等に関する重要な情報を管理しているところであり、これが漏洩することは労災補償行政に対する国民の不信を招来することにつながることから、労災システムが保有する情報の管理については万全を期しているところです。

このような状況の中で、最近、民間事業者等で大量の個人情報漏洩する事件が頻発しており、情報セキュリティについて社会的な問題となっているところです。

については、労災システムにおける情報セキュリティの確保をより確実なものとするため、管下の職員に対し、情報セキュリティの確保について周知していただくとともに、特に下記の事項について指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

- 1 労災システムの端末装置等を業務以外の目的で使用してはならないこと。
- 2 労災システムを使用して得た情報を業務以外の目的に流用し又は第三者に開示してはならないこと。

財団法人 労災保険情報センター
理事長 白井 晋太郎 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長

労災行政情報管理システムにおける情報管理の徹底について

貴団体におかれましては、日ごろより労災補償行政の運営に多大なる御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体では日ごろの業務の中で労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）の端末装置等を御活用されていることと存じますが、労災行政情報管理システムにおいては、労働者の氏名、生年月日、被災年月日、障害の程度、労災保険の給付状況等の被災労働者等に関する重要な情報を管理しているところであり、これが漏洩することは労災補償行政に対する国民の不信を招来することにつながることから、労災システムが保有する情報の管理については万全を期しているところです。

このような状況の中で、最近、民間事業者等で大量の個人情報漏洩する事件が頻発しており、情報セキュリティについて社会的な問題となっているところです。

については、労災システムにおける情報セキュリティの確保をより確実なものとするため、管下の職員に対し、情報セキュリティの確保について周知していただくとともに、特に下記の事項について指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

- 1 労災システムの端末装置等を業務以外の目的で使用してはならないこと。
- 2 労災システムを使用して得た情報を業務以外の目的に流用し又は第三者に開示してはならないこと。

財団法人 労災年金福祉協会
会長 吉本 實 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長

労災行政情報管理システムにおける情報管理の徹底について

貴団体におかれましては、日ごろより労災補償行政の運営に多大なる御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体では日ごろの業務の中で労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）の端末装置等を御活用されていることと存じますが、労災システムにおいては、労働者の氏名、生年月日、被災年月日、障害の程度、労災保険の給付状況等の被災労働者等に関する重要な情報を管理しているところであり、これが漏洩することは労災補償行政に対する国民の不信を招来することにつながることから、労災システムが保有する情報の管理については万全を期しているところです。

このような状況の中で、最近、民間事業者等で大量の個人情報漏洩する事件が頻発しており、情報セキュリティについて社会的な問題となっているところです。

については、労災システムにおける情報セキュリティの確保をより確実なものとするため、管下の職員に対し、情報セキュリティの確保について周知していただくとともに、特に下記の事項について指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

- 1 労災システムの端末装置等を業務以外の目的で使用してはならないこと。
- 2 労災システムを使用して得た情報を業務以外の目的に流用し又は第三者に開示してはならないこと。